平成２５年（フ）第１２９号
富山市奥田町23番23―101号　パレス奥田町１棟
債務者　中田　俊宏
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３５号
北九州市小倉北区片野４丁目５番９―402号
債務者　加藤　照美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３３６号
北九州市小倉北区片野４丁目５番９―402号
債務者　桑野あゆみ
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５１１号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　瀬戸　幸一
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５３５号
北九州市小倉北区中津口１丁目10番23―403号
債務者　植杉　政敏
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３６７号
愛知県尾張旭市庄南町２丁目４番地５　パークサイド庄南南館307号
債務者　片又妃美子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７１号
名古屋市名東区社台３丁目８番地　ユニーブル上社401号
債務者　緒方良子こと　ＯＧＡＴＡ　ＹＯＳＨＩＫＯ
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４４号
広島県福山市春日町３丁目24―８ニューコーポアイ102、住民票上の住所広島県福山市春日町浦上2032番地アドバンス春日103
債務者　坂井　眞一
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４５６号
北九州市小倉北区井堀１丁目25番３号　プレジュールさかい203
債務者　久鍋　治彦
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５１６号
北九州市八幡西区本城東３丁目４番49―602号
債務者　藤田　宣子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５２３号
北九州市戸畑区菅原４丁目１番２―44号
債務者　後藤　猛俊
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５２９号
北九州市若松区原町９番28―105号
債務者　岩谷　淳一
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５３８号
北九州市小倉北区末広１丁目１番13号　１階
債務者　長嶺亜紀子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０９号
青森県八戸市青葉１丁目14番22号
債務者　岩　　国広
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
青森県三戸郡階上町蒼前西５丁目９番地2288メゾン・エスペランスＪ号
債務者　小林　慶子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５８４０号
大阪市北区長柄西１丁目１番13号　グランピア天神橋302号室
債務者　﨑山　径子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８５７号
大阪市淀川区新高２丁目６番28―1115号、事業所所在地大阪市西区靱本町２丁目７―４シヅカビル１階
債務者　上山ヤス子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで　大阪地方裁判所第６民事部